

社会福祉法人あゆみ会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事及び評議員を兼務して開催日が同日の場合にはどちらか一方の実費弁償費とする。又役員報酬が月額制の場合、この報酬は適用しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長及び常務理事が、理事会及び評議員会以外の日以外にも、法人業務及び法人が実施する関連するすべての事業(以下「事業」という。)の運営のために業務をしている場合は、勤務の実態に応じて別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。但し役員報酬が月額制の場合、この報酬は適用せず旅費のみ支給する。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称 報 酬 実費弁償費

理事会出席報酬等 一回8,000円まで

評議員会出席報酬等 一回8,000円まで

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称 報 酬 実費弁償費

理事長並びに常務理事業務報酬等 1日30,000円又は
月額社会的批判を受ない額

理事及び評議員業務報酬等 1日15,000円まで

監事監査指導報酬等 1日15,000円まで

別表3（第6条関係）

名 称 報 酬 及び 旅 費

報酬 報酬1日30,000円まで

旅費（交通費、旅費） 旅費は実費支給